

受注型企画旅行条件書

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び同法第12条の5による契約書面の一部となります。

当社が、お客様のご希望より旅行の手配をお引き受ける場合は旅行日程表（コース表）、旅行条件書（または見積書）に記載されたもの以外は次のとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社旅行サイト（<https://wowowtravel.com/>）または当社にご請求ください

1. 受注型企画旅行

(1) このご旅行は、株式会社WOWOWコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送・宿泊等のサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（以下「受注型企画旅行」といいます。）であり、当社とお客様との間で、受注型企画旅行の実施に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2) 「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ、当該旅行契約の旅行代金等を別条項に定める方法により支払うことを内容とする旅行契約をいいます。

2. 契約の申込み

(1) 契約のお申込みは、当社所定の参加申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入し、所定の料金（以下「申込金」といいます。）を添えてお申込みいただけます。

(2) 当社に通信契約のお申込みをしようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項（以下「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

(3) 当社は団体又はグループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の代表としての契約責任者から旅行の申込があった場合、契約締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(6) 当社は、契約責任者が団体又はグループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した当該団体又はグループの構成者を契約責任者とみなします。

(7) 受注型企画旅行の参加する旅行者の中に、以下のいずれかに該当する方がいる場合、お客様は、申込時に、当社に対し、受注型企画旅行に参加するための特別な措置を要する旨を申し出てください。

- 身体に障がいをお持ちの方
- 健康を書いている方
- 妊娠中の方
- 補助犬使用者の方
- その他の特別な配慮を必要とする方

(8) 当社は、前項の申出がある場合、可能な範囲内でこれに応じます。

(9) (7)の申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

3. 契約の成立

(1) 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お客様から申込金を受理した時に成立します。

(2) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当社がお客様に当該特約書面を交付した時に成立します。

(3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部又は全部に充当します。

(4) 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、申込みを承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

4. 契約締結の拒否

当社は次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当社の業務上の都合があるとき。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(4) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(5) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(6) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

5. 契約書面の交付

(1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

(2) 契約書面を交付した場合において、当社が受注型企画旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、(1)の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

(1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載した上で、当該契約書面の交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

(2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

(3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金支払時期と代金の変更

(1) 旅行代金の額は、当社がお客様からの依頼に応じてお客様に交付する旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払ください。

(2) 利用する運送機関の運賃・料金（以下「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、企画書面の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金は比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されたときは、その差額の範囲内で旅行代金を増額又は減額することがあります。

(3) 当社は、前項により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者に通知するものとし、この場合、お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(3) 当社は、(1)(2)の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きま

す。)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

9.受注型企画旅行契約の解除

- (1)お客様から別表第1企画料金又は取消料をいただく場合
 - a.お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って、受注型企画旅行契約を解除することができます。
 - b.当社の責任とならないローン、渡航手続等の事由によるお取消しの場合も企画書面記載の取消料をいただきます。通信契約を解除する場合には、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして取消料の支払いを受けます。
 - c.当社が運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関に対して支払うべき取消料の金額を企画書面に証憑書類を添付して明示したときは、お客様は、明示された取消料を支払うことによって受注型企画旅行契約を解除することができます。
- (2)お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合
 - a.お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - b.受注型企画旅行契約内容に別表の左欄に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - c.旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）
 - d.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - e.当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - f.当社の責に帰すべき事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3)お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。
- (4)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。
 - a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - b.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - c.お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - d.スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - e.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - f.お客様が上記4の(4)～(6)のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することができます。
 - a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
 - d.お客様が上記4の(4)～(6)のいずれかに該当することが判明したとき。
- (6)(5)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がこれまで提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

10.当社の責任

- (1)当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき所定の金額を（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）賠償します。

11.特別補償

- (1)当社は、お客様が受注型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として海外旅行2500万円、国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度（ただし、1個又は1対についての補償限度は、10万円です）として支払います。
- (2)当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けけない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

12.旅程保証

旅行日程に別表第2に掲げる変更が行われた場合は、当社が定める旅行業約款（受注型企画旅行）の規定によりその変更の内容に応じた旅行代金と同表の右欄に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一受注型企画旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一受注型企画旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

13.お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、当社に損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

14.事故等のお申し出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）。)

15.保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所のホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）をご確認ください。

16.海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省による「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。外務省の「外務省海外安全ホームページ」（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）をご確認ください。

17.渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、受注型企画旅行契約の内容を変更しまたは解除することがあります。外務省による「海外危険情報」が「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。

18.個人情報の取り扱い

(1)当社は、ご提供いただいたお客様のお名前・ご住所・電話番号・生年月日・メールアドレス等の個人情報、及び当社との取引状況等の情報を、以下の目的で利用いたします。

- a.お問い合わせ・お申込みをいただいた旅行商品に関するご案内、ご連絡
- b.お申込みいただいた旅行商品に関する代金の請求及び収納並びに運送・宿泊機関等のサービス手配・提供（主要な運送・宿泊機関等については最終書面に記載）
- c.お申込みいただいたご旅行に関連する保険サービス等の手配・提供

d.お客様のご旅行中に傷病等があり、当社が国内連絡先の方へ連絡が必要と認めた場合

e.ご旅行後、その他の商品・サービス受領後のご意見・ご感想の提供のお願い

f.当社が取り扱う商品及び当社が適切と判断したサービスに関する情報の提供、各種宣伝物及び印刷物の発送

g.お客様に対する特典の提供

h.データ放送サービスや電子メールを含む各種通信手段によるお客様に合ったサービス情報の提供及び勧奨

i.当社及びグループ会社が提供する有料放送サービス、その他会員サービス等での個人認証及び会員個人情報との照合

(2)当社は、旅行サービスの手配及びそれらサービスの受領の手続のため、お客様の氏名、生年月日、パスポート番号等を連送・宿泊機関・アテンドサービス、催事会社及び保険会社に郵送・宅配、メール又はオンラインストレージ等により提供することがあります。

(3)当社は、(1)の利用目的のため、旅行手配及び添乗業務、空港等での幹旋業務、決済処理業務等について、当社と同等以上の管理体制を有している委託先事業者へ、個人情報を取扱う業務の一部又は全部を他社へ委託することがあります。

(4)当社及び当社グループ会社は、お客様からご提供頂いた個人情報のうち、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先、WEB会員ID及びその他のWEB会員情報(お申込者がWEB会員である場合)、申込みをされた旅行及び関連する商品・サービスの情報を(1)の利用目的のために共同で利用いたします。共同利用する個人情報は当社及びグループ会社が責任をもって管理します。

(5)ご提供いただけない個人情報が、お申込みになるご旅行その他の商品・サービスの手配及び提供に必要な不可欠である場合、当社のご旅行その他の商品・サービス等をご利用いただけないことがあります。

(6)個人情報の開示・訂正・消去等を希望される場合は、当社ホームページの「個人情報の保護に関する法律等に基づく公表事項」

<https://wowcom.co.jp/privacy/>の手順に沿ってお申し込み下さい。

上記以外の取扱については、当社よりお渡しする別途書類をご参考ください。

19.通信契約により受注型企画旅行契約の締結を希望

されるお客様との旅行条件

(1)通信契約についても当社が定める旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定を準用いたします。

(2)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(3)通信契約の申し込みに際し、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。

(4)通信契約による受注型企画旅行契約は、当社が申込みを承諾する通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(5)通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に依る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、受注型企画旅行契約の締結の拒否をさせていただく場合があります。

(6)当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は受注型企画旅行契約成立日とします。

(7)当社が携帯情報端末等又はインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みをお受けする場合において、旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

(8)会員の通信機器に(7)に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

20.禁止行為

受注型企画旅行の参加者(以下「参加者」といいます。)は、当社との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1)他の参加者、第三者若しくは当社の著作権、財産権、プライバシーその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。

(2)他の参加者、第三者若しくは当社に対して不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為。

(3)他の参加者、第三者若しくは当社を誹謗中傷する行為。

(4)公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他の参加者または第三者に提供する行為。

(5)当社の承諾なく、当社との契約を通じて又は当社との契約に関連して、営利を目的とした行為又はその準備を目的とした行為。

(6)法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為。

(7)その他当社が不適切と判断する行為。

21.反社会的勢力の排除

(1)参加者は、当社に対して、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(2)参加者は、当社に対して、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。

a. 暴力的な要求行為。

b. 法的な責任を超えた不当な要求行為。

c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

d. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。

e. その他、前各号に準ずる行為。

(3)当社は、参加者が(1)及び(2)の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合において、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに参加者との契約を解除することができます。なお、解除に起因し又は関連して、参加者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

22.その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我や疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、又は別行動手配に要した諸費用等が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがあります。お買物に際しましては、お客様の責任でご購入いただきます。購入時の商品確認、レシートの保管をお勧めします。フジントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございませぬのでご注意ください。また、免税払い戻しがある場合は、その手続きの方法をご確認のうえ、お忘れなきようお手続きください。

(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。

【個人情報問合わせ窓口】

株式会社WOWOWコミュニケーションズ 個人情報保護管理者

情報セキュリティ委員会 個人情報保護WGリーダー

電話：045-683-3142(土日祝日・年末年始を除く、9時～17時)

問い合わせ
電話 0120-080-606
営業時間 (平日10:00~17:00)
※土日・祝日・年末年始は休業

名称 株式会社WOWOWコミュニケーションズ
(観光庁長官登録旅行業第2085号)

所在地 〒220-8080
神奈川県横浜市西区みなとみらい4-4-5
横浜アイマークプレイス3F

(社)日本旅行業協会 正会員
総合旅行業務取扱管理者 小林広教

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所の責任者です。ご旅行の契約に関して担当者からの説明にご不明な点ありましたら、ご遠慮なくご質問ください。

別表第1

国内に係る取消料

区 分	取 消 料
(一) 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ホ 旅行開始当日に解除する場合(へに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(二) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	
当該船舶に係る取消料の規定によります。	
備考 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ ロから二までに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及び二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
二 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
二 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ニ及びホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の80%
ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
三 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	
当該船舶に係る取消料の規定によります。	
備考 ※本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます ※受注型企画旅行の取消料については、上記と異なる場合があります。それぞれの契約書面を必ずご確認ください	

別表第2

変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
a. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
b. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
c. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
d. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
e. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
f. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
g. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
h. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0